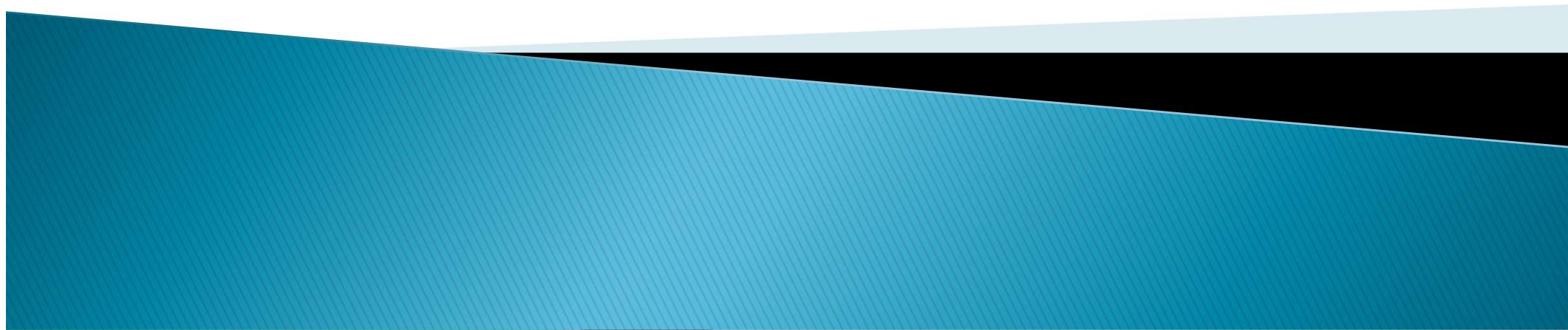
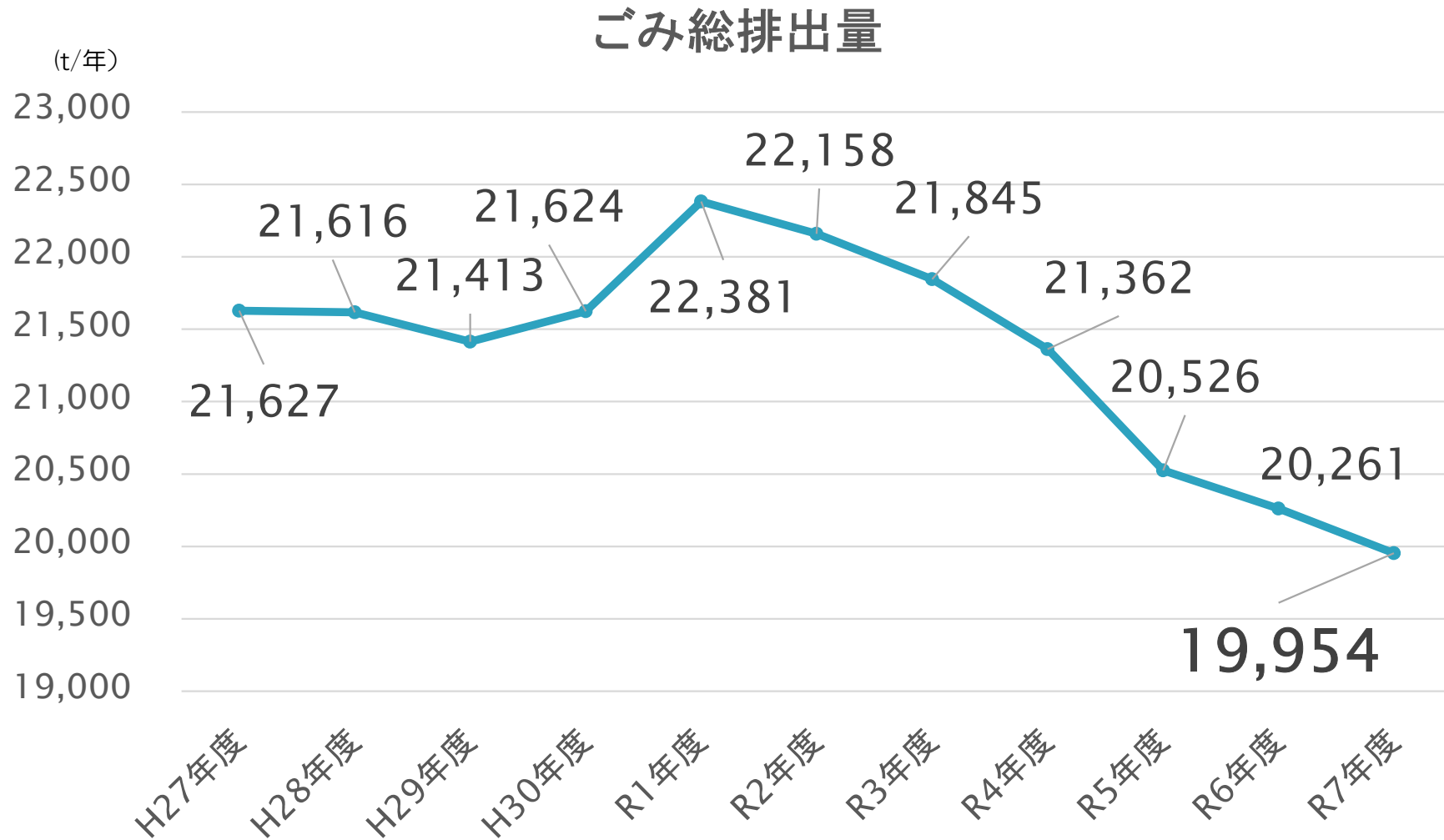


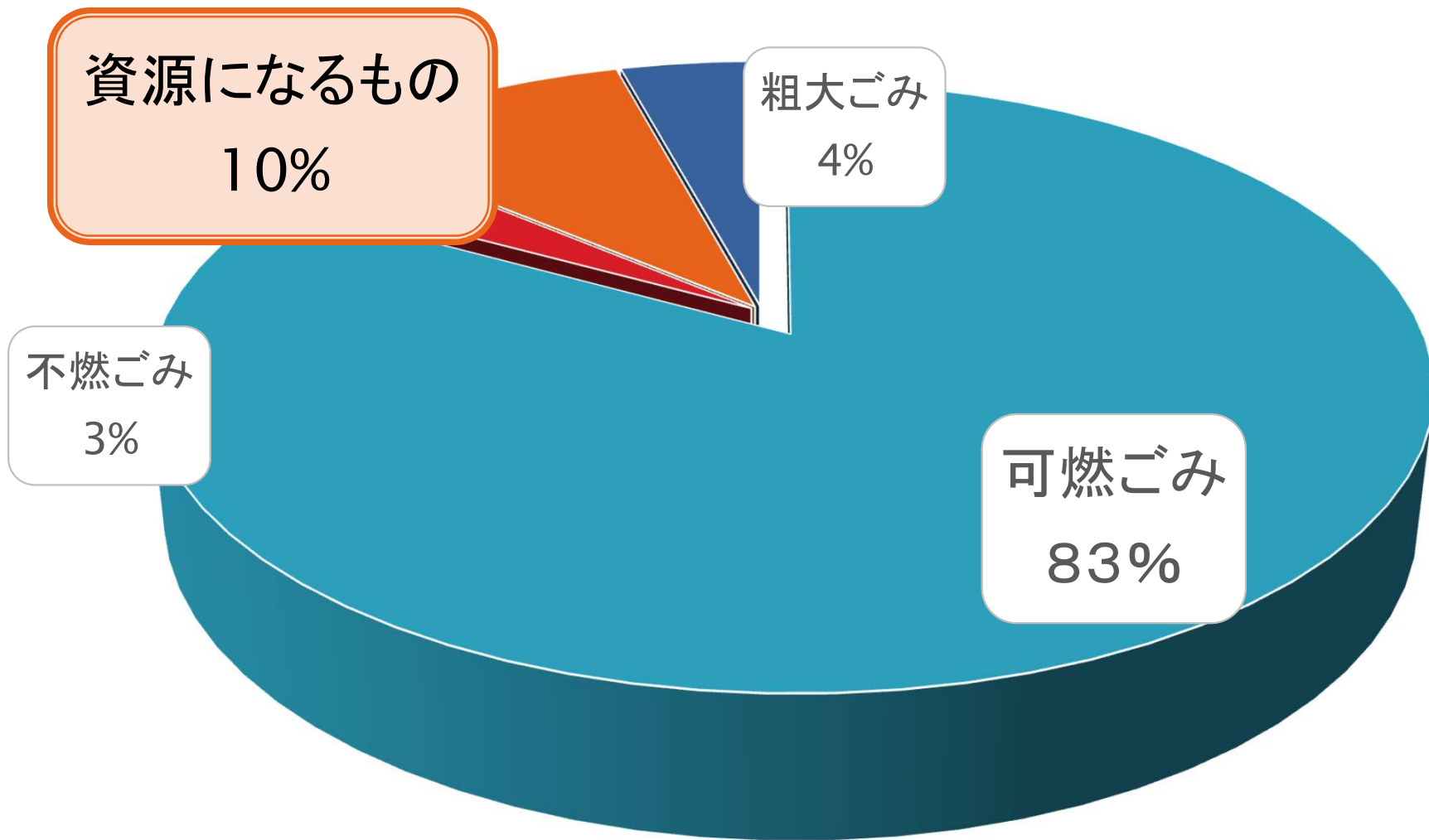
令和8年度 廃棄物減量等推進員説明会



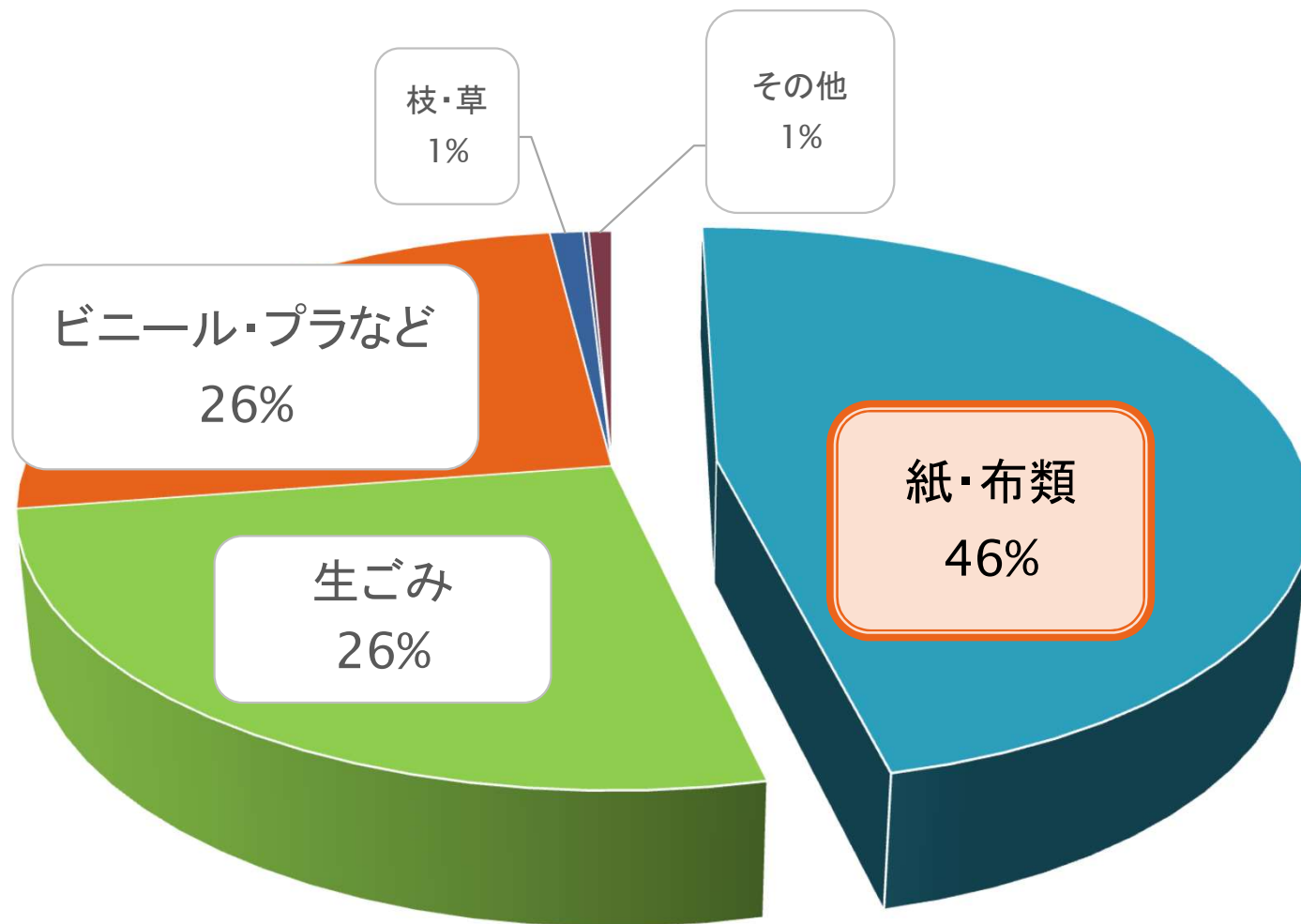
本市のごみ総排出量について



本市のごみの内訳 (令和7年度)



本市の可燃ごみの内訳



(令和7年度ごみ質分析結果より)

※ 小数点以下四捨五入

廃棄物減量等推進員とは・・・

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の法令に基づき
市長が任命する「非常勤特別職」

「袖ヶ浦市廃棄物減量等推進員に関する規則」(抜粋)

第2条 推進員は次に定める職務を行う。

- (1) 資源ごみ回収を行う自治会での資源ごみの分別指導及び回収場所の管理を行うこと。
- (2) 市が行う廃棄物の減量化、資源化等の施策について積極的に協力すること。

毎月3,500円－源泉徴収税額107円＝3,393円の報酬
(年間計40,716円)

廃棄物減量等推進員の二つの役割

「地域のリーダー」であり「行政と市民の橋渡し役」として、コミュニティを牽引していただきます。

- 1 地域のリーダーとして
資源の分別指導や回収場所の管理を主導します。
- 2 行政と市民の橋渡し役として
地域と行政の協働を支える役割を担っています。

1人で全てを担うのではなく、自治会で役割分担し、チームで進めることが重要です。



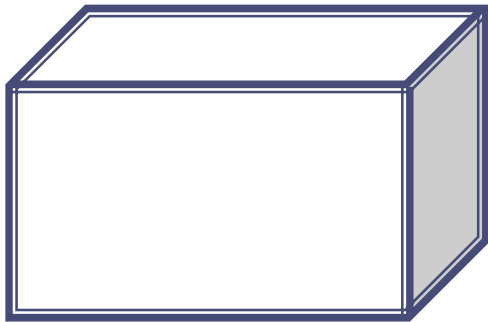
資源回収自治会事業とは・・・

目的

- ・より効率的な再資源化の実現。
- ・市民と行政が協働して資源回収を行うことで、意識向上を図る。



平成5年度より開始され、従来のごみステーションとは別に、「分別された資源物」のみの回収を参加自治会で行っている。
回収量に応じて助成金が交付される。



ごみステーションでの資源回収
(助成金対象外)



自治会ごとのコンテナ等による
資源回収
(助成金対象)

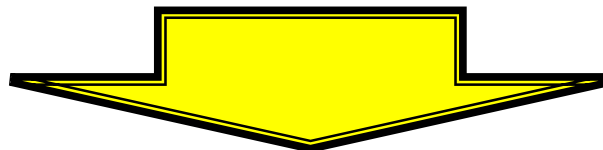
廃棄物減量等推進員の業務内容

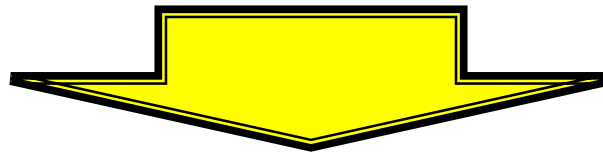
1. コンテナ等の展開



各回収場所へ、回収日
前日の午後にコンテナ
等を重ねた状態で配布
します。

これを翌朝に資源物が
出せるように展開して
ください。





2. 資源物の分別確認

正しく分別されているか確認してください。資源物の種類など入れるコンテナを間違っている場合は正しいコンテナへ移動、資源物でないものは、市の分別ルールのとおり適正に処理してください。

天候不良時の中止判断と連絡体制

中止の判断基準

台風等の影響により、安全な回収が困難と判断される場合

推進員へのお願い

可能な範囲で、地域住民の方々への中止周知にご協力をお願いします。

01

クリーンセンターで中止判断
実施前日の午後に行います

02

推進員への連絡

判断後、速やかに情報共有を行います

03

住民への直接周知

「生活安全メール」等を通じて一斉配信

回収対象となる資源物

- ・ガラス製びん

- ・空き缶類

- ・ペットボトル

- ・古紙類

(新聞・段ボール・雑誌・
雑がみ・紙パック)

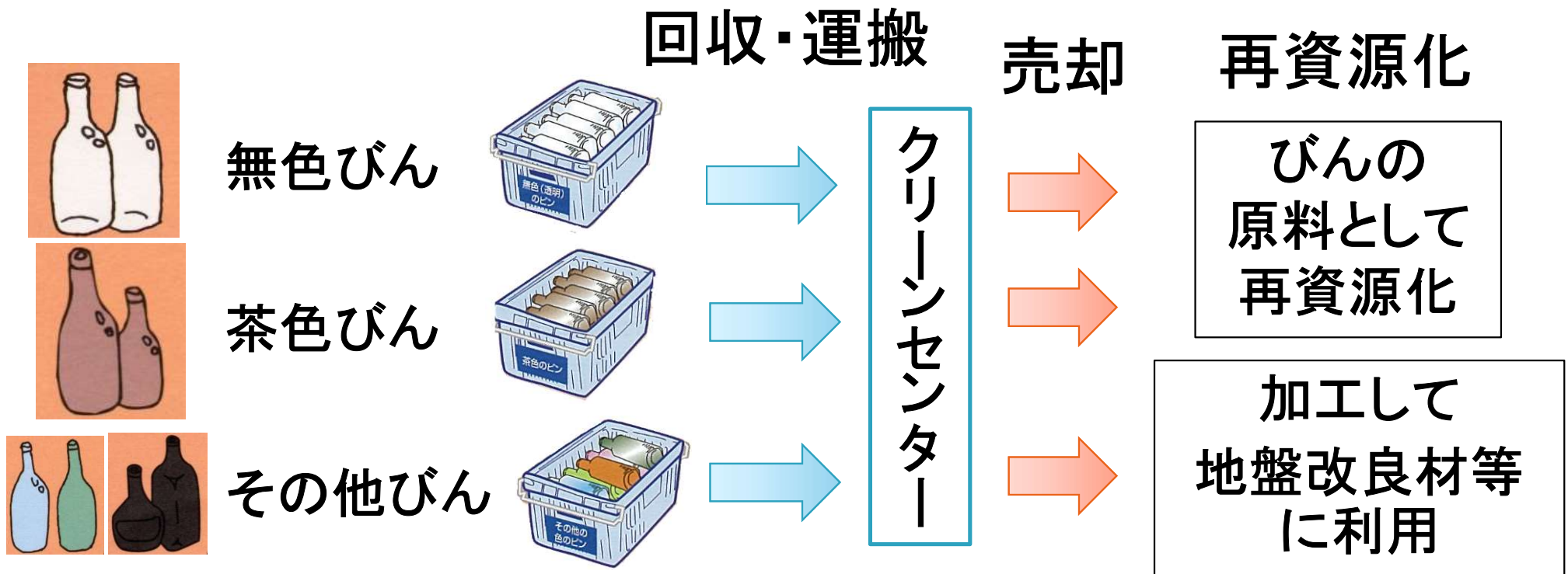
- ・布類



資源回収自治会事業のみ回収対象 となる資源物

- 廃食用油
- ペットボトルキャップ

ガラス製びんのリサイクル



- ・果酒びん、ほ乳びん、食品保存びん等の耐久ガラス製のもの
- ・薬品、農薬などが入っていたびん
- ・蛍光灯、鏡など
- ・陶磁器類



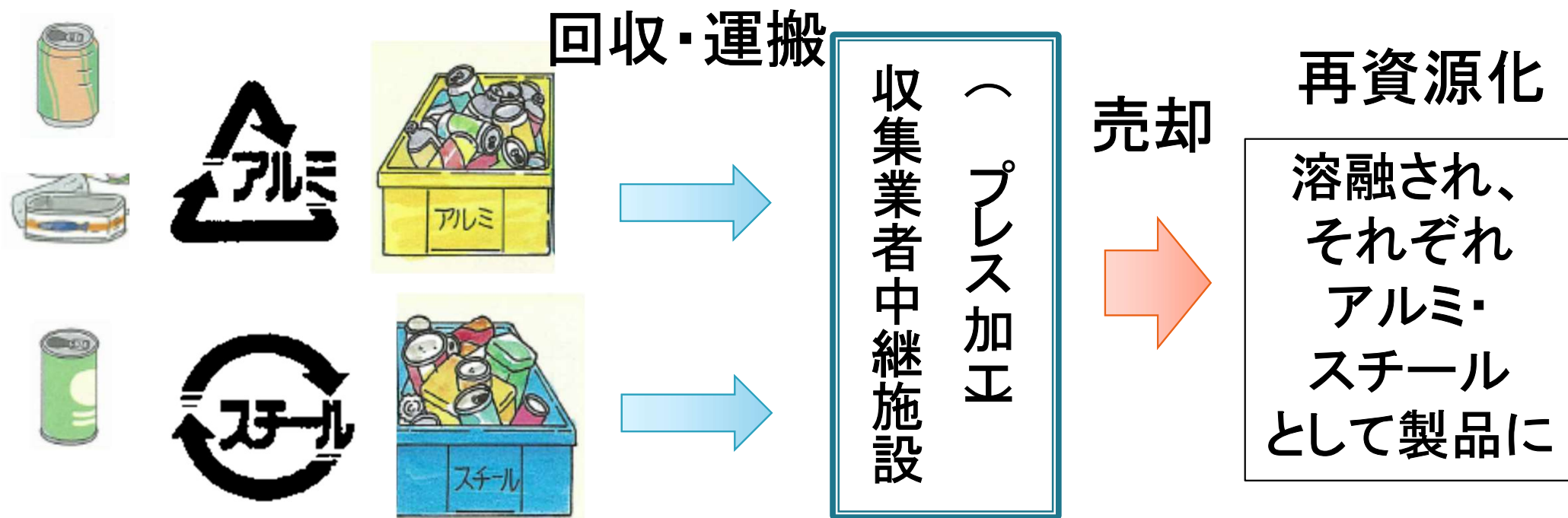
実際に出された回収対象外のガラス製びん



耐熱ガラス・飲食用以外のびん・陶器類。

→ 燃せないごみ

空き缶類のリサイクル(食品・飲料用)



- ・ペンキや薬品などの缶
- ・なべ、やかんなどの金属製品
- ・一斗缶などの大型缶類
- ・スプレー缶やガスボンベ
- ・異物や食べ残しの入ったもの
- ・包丁、カミソリなどの刃物類



実際に出された回収対象外の空き缶類



スプレー缶

→ 有害ごみ

ペットボトル・キャップのリサイクル

- ・飲料用
- ・調味料用
(油分の多いものは除く)



回収・運搬



クリーン
センター

収集業者中継施設

売却

再資源化

繊維等に
再生

プラスチック
製品として
再生



- ・汚れたもの
- ・異物の入っているもの
- ・内容物の残っているもの
- ・飲料、食品容器以外もの(洗剤・薬品等)
- ・油分の多いものが入っていた容器



実際に出された回収対象外の ペットボトル・ペットボトルキャップ



ペットボトル以外のプラスチック製品・びんのキャップなど。



燃せるごみ



燃せないごみ

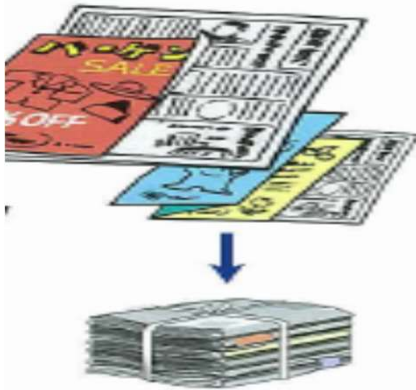
ペットボトル回収ネットの設置



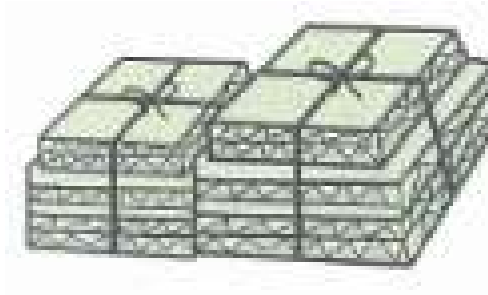
取り外しやすい結び方にご協力ください。

古紙類のリサイクル①

・新聞



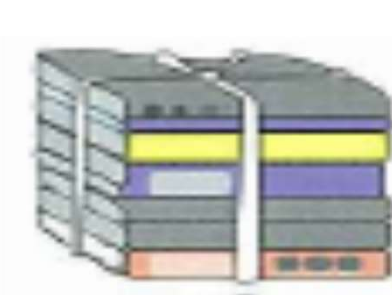
・段ボール



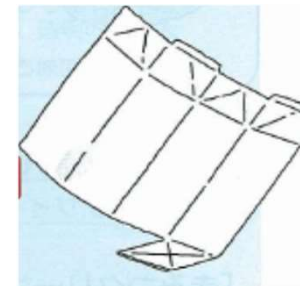
・雑がみ



・雑誌

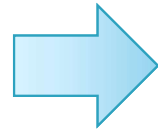
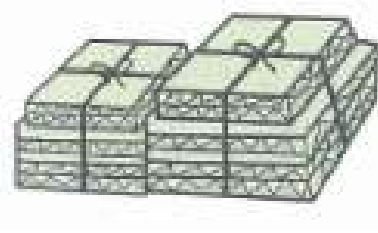


・紙パック

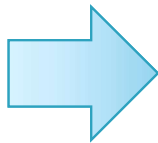


※裏側が銀紙のものは燃せるごみに

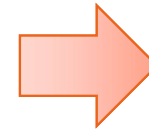
古紙類のリサイクル②



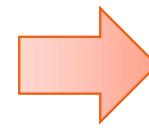
回収・運搬



収集業者中継施設



売却



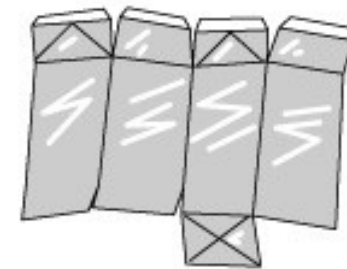
再資源化

再生紙等の
原料に

リサイクルできない紙



- ・紙コップなど防水加工された紙
- ・内側に銀紙がついている紙パック
- ・カーボン紙
- ・感熱紙
- ・写真用紙
- ・合成紙
- ・ティッシュペーパー
- ・ペーパータオル
- ・シュレッダーダスト
- ・金属が箔押しされた紙
- ・ノーカーボン紙
- ・圧着ハガキ
- ・においの付いた紙



※個人情報等には配慮
できませんので、ご注意
ください。

実際に出された古紙類ではないもの

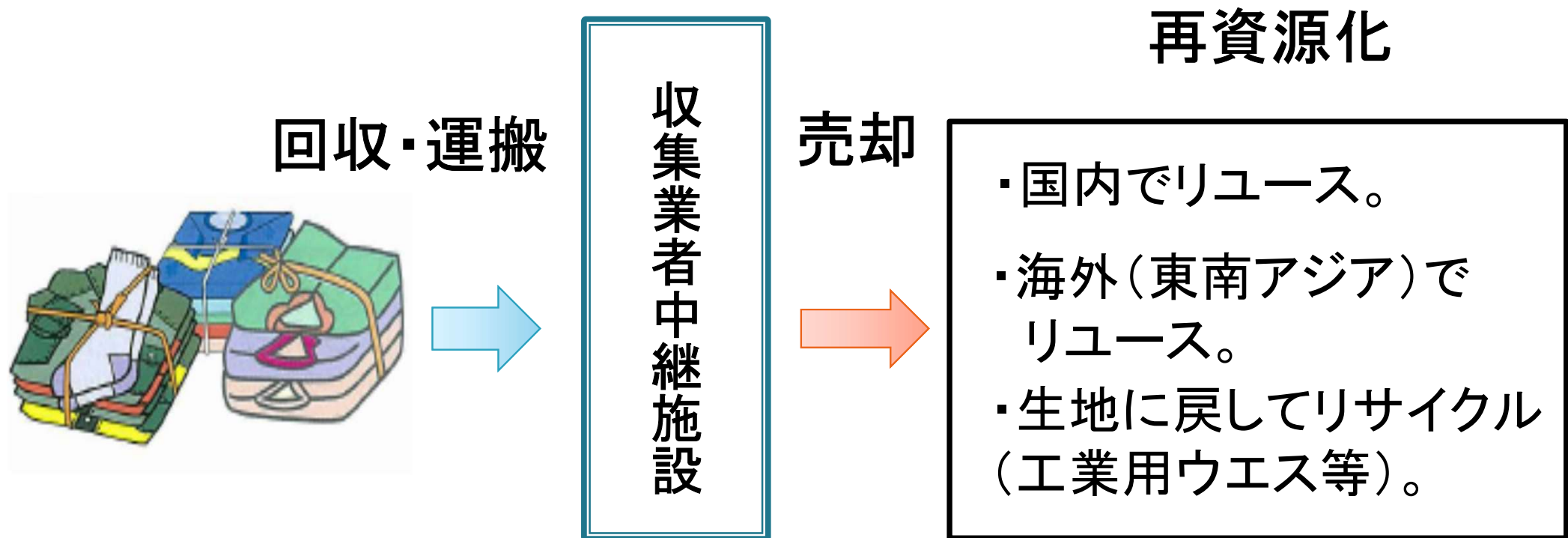


濡れてしまうので、雨天時に
古紙類を出すのはお控えください。

梱包材・汚れた紙や段ボールなど。

→燃せるごみ

布類のリサイクル

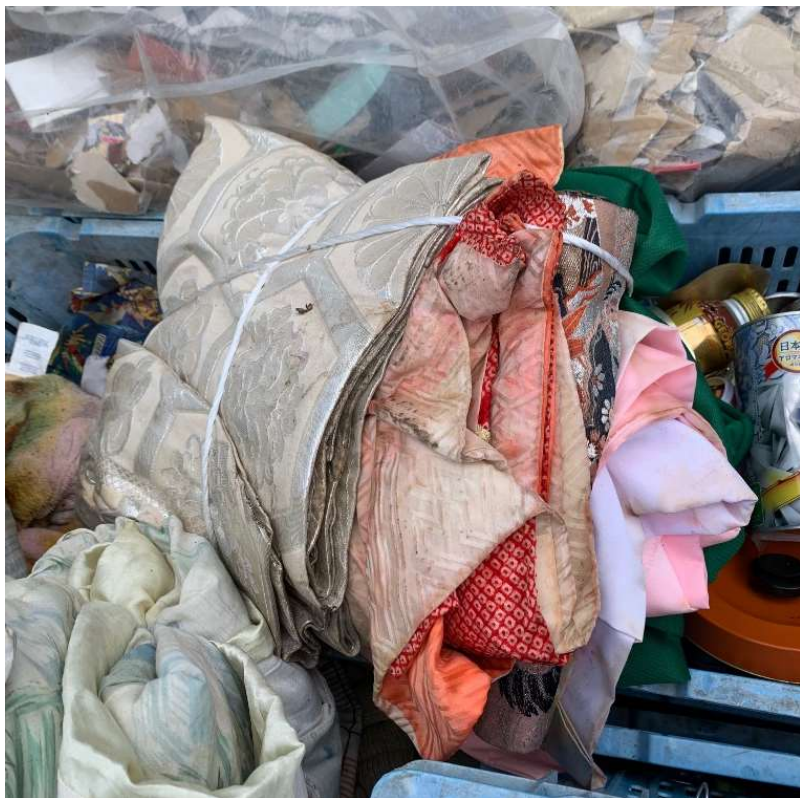


- ・国内でリユース。
- ・海外（東南アジア）でリユース。
- ・生地に戻してリサイクル（工業用ウエス等）。



- ・汚れ、ごみ、臭いがついたままのもの
- ・ぬれたもの
- ・ジャンパー、コート（中身に羊毛、羽毛、綿等が入っている物）
- ・まくら、布団、毛布
- ・社名等が入った作業着
- ・反物、カーペット、ぬいぐるみ、下着、裁断くず

実際に出された布類ではないもの



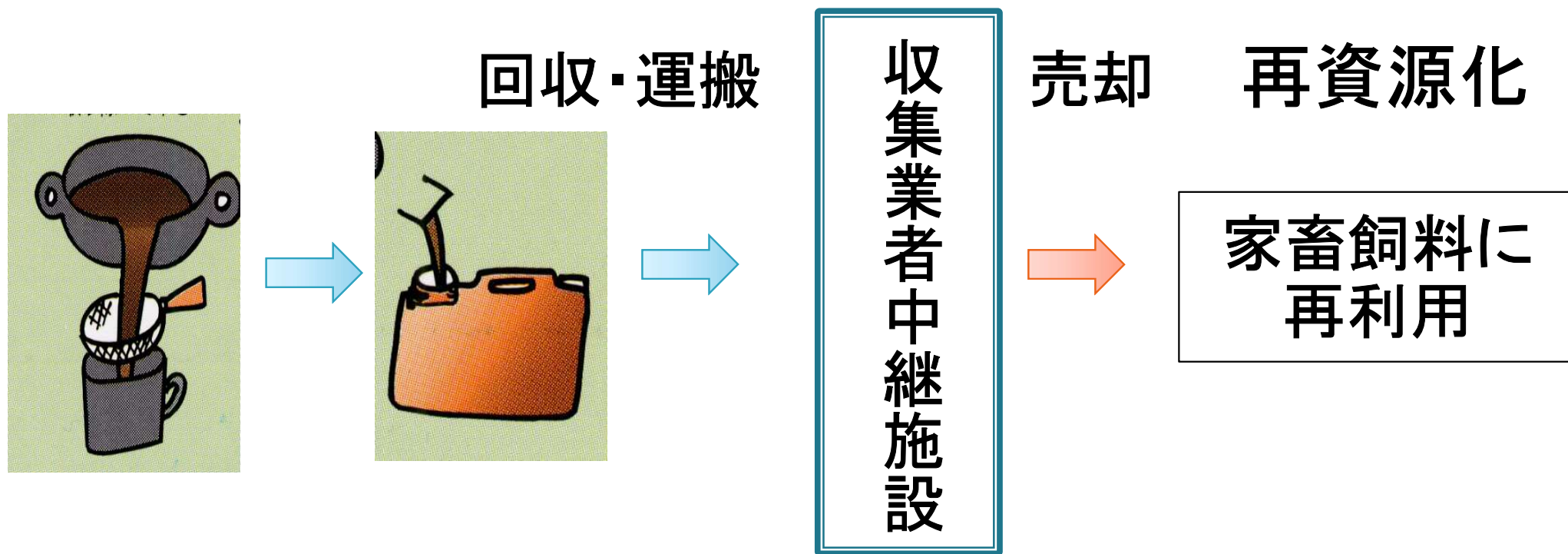
布団やシーツ(綿入り)・着物など。

→ 燃せるごみ 又は 粗大ごみ



濡れてしまうので、雨天時に
古布類を出すのはお控えください。

廃食用油のリサイクル



ガソリン・灯油・軽油
エンジンオイル等
食用油以外は、
絶対に入れないでください！



実際に出された廃食用油ではないもの



自動車のエンジンオイル

過去、洗剤が混入したことにより、回収した油を資源化することができませんでした。

このようなトラブルを防ぐため、食用油以外は絶対に入れないでください。

昨年度中に多かった事例

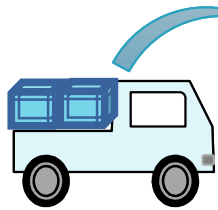
●資源物ではあるが正しく分別されていない。

- ・コンテナに違う種類の資源物が入っている。
- ・雑誌や段ボール等が混在して束ねられている。
- ・段ボールが折り畳まれずに出されている。

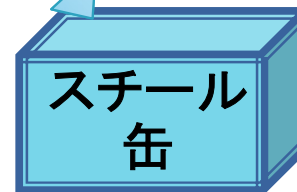
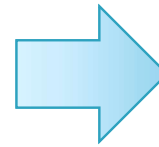
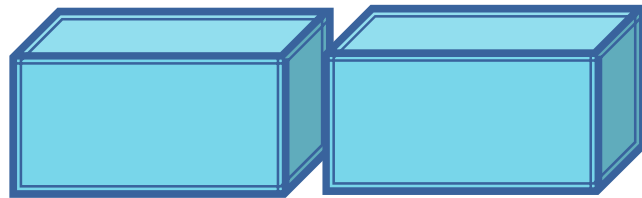
●資源物でないものが混入している。

- ・缶類のコンテナにスプレー缶や金属製の容器が出されている。
- ・布類の束の中に綿の入った厚手のシーツや、布団が出されている。

資源回収の流れ



前日にコンテナ・ネット等を
所定の回収場所に配布

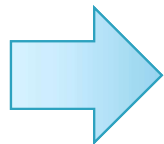


朝8時まで
に排出

分別問題あり



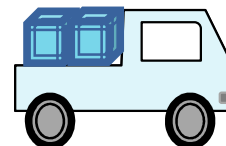
収集不適物
(ステッカーを貼付)



分別問題なし



回収



回収量に応じた
助成金
(4円/kg)



半年分をまとめて振り込み

回収されなかったもの

ステッカー

・記載事項を修正して、次の回収日に再度出す

または

・自治会や利用者の皆様でクリーンセンターまでお持ち込みする

・袖ヶ浦クリーンセンターでの処理費用はかかりません

・ステッカーは剥がさない

・資源回収場所に出されたもの

※棚や机などの粗大ごみはクリーンセンターへ直接お持ち込みください

助成金

資源の回収量に応じて、
1キログラムあたり4円の助成金が
自治会に支払われます。

令和7年度実績

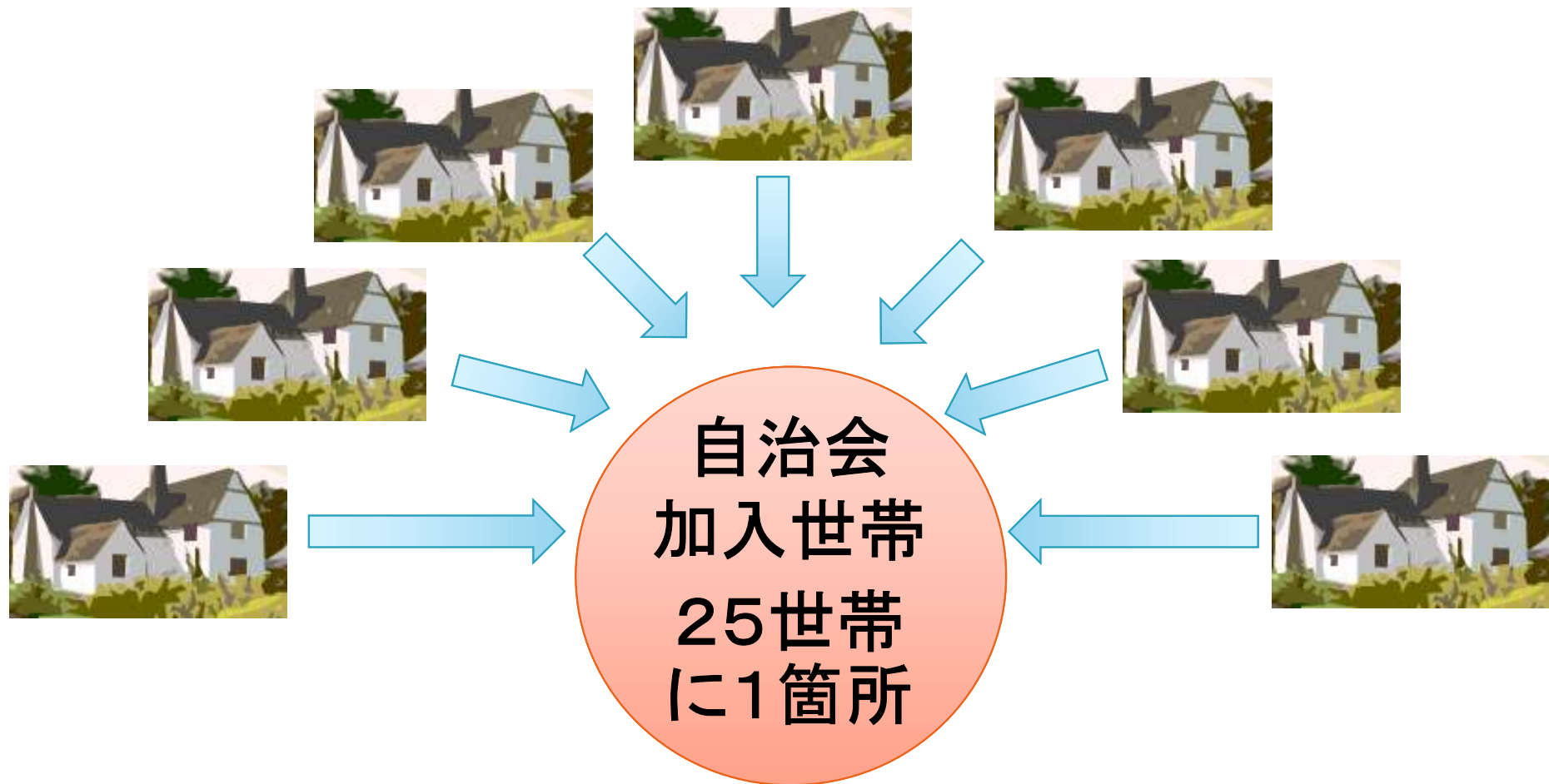
回収量	約 1, 077トン
助成金	4, 323, 000円

1世帯当たりの平均 352円／年

(資源回収参加世帯数 12, 255世帯)

1世帯当たりの助成金が、最も多い自治会では
1世帯当たり 713円／年

資源回収場所



回収場所の増設もご相談ください。
※ただし全体の回収場所数に限りがあるため、
増設できない場合もあります。

資源物を出す時間について



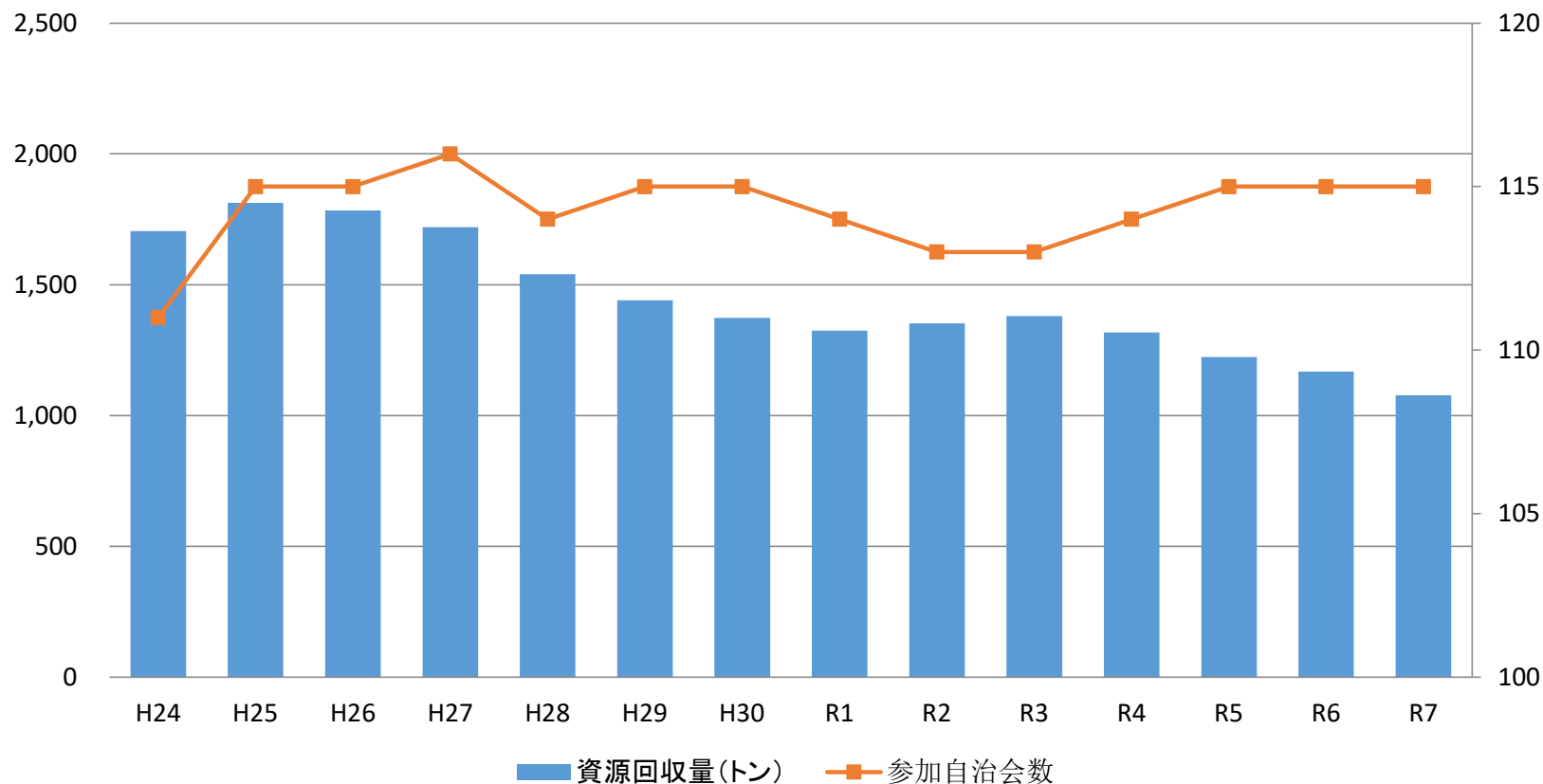
収集車が収集に来る時間に
合わせて資源物を出す。

収集経路の変更等は随時行っており、収集に
伺う時間帯は予告なく変更になることがあります。

資源物は**朝8時**までにお出し
いただきますようお願いいたします。



資源回収自治会事業の実績



資源回収量 ……主に紙類回収量の低下に伴う減

(電子書籍等により紙類の消費量が減ったためと考えられる)
またびん・缶類の軽量化に伴い、体積に対する重量も減ったものと考えられる。

参加自治会数 ……近年は横ばいで推移

令和7年度の活動報告について(参考)

- ・回収場所の見回り、コンテナ等の展開、分別の確認
- ・新規居住者への案内
- ・自治会内での説明会の実施
- ・役員会議での分別状況等の情報共有
- ・自治会内の資源回収手順の見直し
- ・自身で資源物を出せない方の手伝い
- ・回覧などで自治会資源回収のPR
- ・あいさつや周辺の清掃による不法投棄の防止

「混ぜればごみ、分ければ資源」

資源回収はごみの減量化・資源化における要の一つです。

一人で全てを抱え込むのではなく
自治会内で役割分担をして
資源化に努めていただけたらと思います。

ご質問等がある場合

袖ヶ浦市廃棄物対策課
(袖ヶ浦クリーンセンター内)
電話番号 0438-63-1881

にお問い合わせください。

みなさまのご協力をお願いします！

